

コロンビア共和国

2022年4月4日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
同 [近藤綾香](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年3月31日
法律事務所	Lloreda Camacho & Co. (https://lloedacamacho.com/en/home/)
担当弁護士	Enrique Álvarez , Partner María Alejandra De Los Ríos Rueda , Associate Director
連絡先	ealvarez@lloedacamacho.com mdelosrios@lloedacamacho.com

個人情報 の保護に 関する制 度の有無	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2012年法律1581号（プライバシー及びデータ保護に関する一般法） <ul style="list-style-type: none"> - URL： https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=49981 http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley_1581_2012.html (正式な英訳版は存在しない) - 施行状況：2012年10月17日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門（ただし、以下の取扱いには適用されず、データ保護規制の一般原則のみが適用される。 ①個人的および家族的な使用、②国家安全保障・国防、マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止・管理に関するデータベース、③諜報、防諜に関するデータベース、④報道情報、⑤国勢調査に関する情報） - 対象情報：データ主体（個人）に関するあらゆる情報。 ■ 2008年法律1266号（金融・商業情報に関する特別法） <ul style="list-style-type: none"> - URL：http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley_1266_2008.html (正式な英訳版は存在しない) - 施行状況：2008年12月31日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：金融・商業情報（個人のみならず法人情報も含む） - なお、同法は2021年法律2157号（2021年10月29日制定・施行）により修正され、特に説明責任の原則および2012年法律1581号に含まれるプライバシーおよびデータ保護規則の観点を加味した他の要求事項が追加された。
------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2014年法律1712号（公の情報へのアクセスに関する特別法） <ul style="list-style-type: none"> - URL： <ul style="list-style-type: none"> http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley_1712_2014.html#33 https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=56882 （正式な英訳版は存在しない） - 施行状況：2014年9月6日施行（国レベルの義務対象者）、2015年3月6日施行（地方公共団体） - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：公の情報 																
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし</p> <p>APECのCBPRシステム：なし</p>																
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="347 1104 1366 1671"> <tr> <td data-bbox="347 1104 715 1155">① 収集制限の原則</td> <td data-bbox="715 1104 1366 1155">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1155 715 1207">② データ内容の原則</td> <td data-bbox="715 1155 1366 1207">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1207 715 1258">③ 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="715 1207 1366 1258">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1258 715 1346">④ 利用制限の原則</td> <td data-bbox="715 1258 1366 1346">法定されていないが、当局は同原則を考慮するとされている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1346 715 1397">⑤ 安全保護の原則</td> <td data-bbox="715 1346 1366 1397">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1397 715 1449">⑥ 公開の原則</td> <td data-bbox="715 1397 1366 1449">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1449 715 1581">⑦ 個人参加の原則</td> <td data-bbox="715 1449 1366 1581">法定されていないが、データ主体は個人参加の原則によって考慮される権利を有するとされている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1581 715 1671">⑧ 責任の原則</td> <td data-bbox="715 1581 1366 1671">上記法令（2012年法律1581号の施行令の一つである2013年政令1377号）に規定されている。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	法定されていないが、当局は同原則を考慮するとされている。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦ 個人参加の原則	法定されていないが、データ主体は個人参加の原則によって考慮される権利を有するとされている。	⑧ 責任の原則	上記法令（2012年法律1581号の施行令の一つである2013年政令1377号）に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。																
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。																
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																
④ 利用制限の原則	法定されていないが、当局は同原則を考慮するとされている。																
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。																
⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。																
⑦ 個人参加の原則	法定されていないが、データ主体は個人参加の原則によって考慮される権利を有するとされている。																
⑧ 責任の原則	上記法令（2012年法律1581号の施行令の一つである2013年政令1377号）に規定されている。																
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - 一般論として、政府および公的機関は、特定の裁判所命令または法的令状がある場合、または公共の登録簿を参照する場合に限り、民間部門によって取り扱われるデータにアクセスすることができる。 																

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/